

市民税担当

☎ 23-4811

内線 1125

FAX 22-4146

くらしと市税 2006

市 民 税

みんなの 市民税



市・県民税は、住みよい
豊かな街づくりに
使われます

市・県民税は、市や県などの身近な行政サービスの費用を、所得額に応じて負担するとともに、広くみんなで負担するという考え方によって、所得金額に応じて負担する所得割と、ある程度以上の所得のある人が均等の額を負担する均等割からなっています。個人だけでなく、法人にも課税されます。なお、市民税と県民税は一緒に納めていただき、そのうち県民税は市を通じて県に納付されます。

昨年の所得をもとに、
今年1月1日現在の
住所地で課税されます

昨年、岡谷市に転入された方は、6月からは岡谷市に市・県民税を納めていただきます。今年に入って転入した(する)方は、転入前の市町村に納めます。また、昨年中に退職して現在は収入がなくても、昨年一年間の所得金額によっては、市・県民税を納めていただくことがあります。

ただし、市内に住所がなくても事務所・事業所あるいは家屋があるという方は、均等割のみ納めていただきます。

一般的な税額の計算方法

所得割額 課税所得金額 (前年中の所得金額-所得控除額) × 税率 - 税額控除
(税率表) …岡谷市は、標準税率を適用しています。

区 分	市 民 税		県 民 税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
課税所得の段階				
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円～700万円	8%	10万円		
700万円超	10%	24万円	3%	7万円

+

均等割額

市 民 税	3,000円	県 民 税	1,000円
-------	--------	-------	--------

納める方法は
2種類あります

普通徴収 …1年分の税額を6月、

8月、10月、翌年1月の4回に分けて口座振替または納税通知書により、各納期限までにそれぞれのみなさんに納めていただく方法です。

特別徴収 …1年分の税額を12回

に分けて各月の給与等から天引きし、特別徴収義務者(事業所)を通じて市に納めていただく方法です。

必ずお読みください

平成18年度は市県民税の大きな改正があり、下記のとおり、いずれも前年より増額となっています。

本年度の主な改正点

すべての方に	<p>○定率減税の1/2縮減 平成11年度から実施されています定率減税分が、半分となりました。前年度までの所得割額の15%（上限4万円）減税されていたものが、本年度から7.5%（上限2万円）に変わりました。</p> <p>○妻（一定の所得以上）の均等割全額課税 夫と同一世帯である妻（一定の所得以上）の均等割については、前年度2,000円でしたが、本年度からは満額の4,000円となります。</p>																								
65歳以上の方に	<p>○老年者控除が廃止されました 65歳以上の方の老年者控除（48万円）が廃止されました。</p> <p>○65歳以上の方の公的年金控除が下記の表のとおり変更になりました 65歳以上の方の公的年金等所得算出表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前年度</th> <th colspan="2">本年度</th> </tr> <tr> <th>その年中の公的年金等の収入金額(A)</th> <th>公的年金等控除額</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額(A)</th> <th>公的年金等控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>260万円未満</td> <td>140万円</td> <td>330万円未満</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>260万円以上460万円未満</td> <td>(A)×25%+75万円</td> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(A)×25%+37万5,000円</td> </tr> <tr> <td>460万円以上820万円未満</td> <td>(A)×15%+121万円</td> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A)×15%+78万5,000円</td> </tr> <tr> <td>820万円以上</td> <td>(A)×5%+203万円</td> <td>770万円以上</td> <td>(A)×5%+155万5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この改正により、今までに比べ最低でも20万円以上所得が多く計算されます。</p> <p>○65歳以上の方の非課税措置が廃止されます 65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方はこれまで非課税でしたが、本年度からこの措置が廃止となりました。ただし、平成17年1月1日現在で既に65歳以上の方については、本年度は1/3の課税とされ、19年度が2/3課税、20年度からは全額課税とする経過措置が講じられました。</p>	前年度		本年度		その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	260万円未満	140万円	330万円未満	120万円	260万円以上460万円未満	(A)×25%+75万円	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5,000円	460万円以上820万円未満	(A)×15%+121万円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5,000円	820万円以上	(A)×5%+203万円	770万円以上	(A)×5%+155万5,000円
前年度		本年度																							
その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額																						
260万円未満	140万円	330万円未満	120万円																						
260万円以上460万円未満	(A)×25%+75万円	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5,000円																						
460万円以上820万円未満	(A)×15%+121万円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5,000円																						
820万円以上	(A)×5%+203万円	770万円以上	(A)×5%+155万5,000円																						

(注)

- 平成18年度市県民税は、平成18年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。
- 平成18年1月2日以降、岡谷市に在住しなくなった場合（転出した場合、死亡した場合）についても、今年度の市県民税は岡谷市に納税していただくこととなります。

今月の税金の納期は、

- ▽市県民税（第1期）
- ▽国民健康保険税（第3期）

納期限 **6月30日(金)まで**

市税等納税カレンダー

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税(普徴)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期(5/1)			2期					3期(12/25)		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税		1期(5/1)	2期	3期	4期	5期	6期(10/2)	7期	8期	9期(12/25)	10期	11期	12期

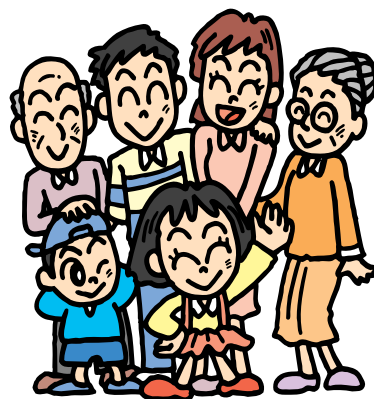
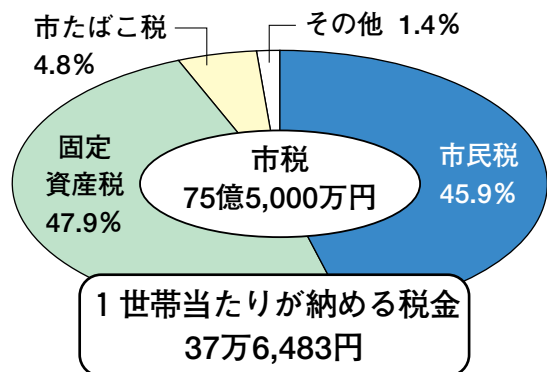
※日付の記入のない期の納期限は、各月の末日です。

市税は重要な財源です

平成18年度一般会計予算は、億2300万円です。そのうち市税は75億5000万円、歳入総額の約39・7%を占め、最も重要な財源となっています。

また、市税の主なものは、市民税が34億6911万円、固定資産税(都市計画税含む)が36億1502万円となっており、この2税で約93・8%を占めています。

〔市税の内訳〕



S ウェルワーク諏訪湖入会のご案内

ウェルワーク諏訪湖は、中小企業に働く勤労者のみなさんを対象に共済給付事業・健康維持事業・レクリエーション事業など、個々の事業所では実施が難しい福利厚生事業を行い、勤労者のみなさんがゆとりある生活をお楽しみいただけるようなお手伝いをしている団体です。

運営は、会員みなさんの会費と国・市等からの補助金で行い、営利を目的としていないため、安い会費で大きな特典があります。



事業紹介

共済給付事業

結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000円
出産祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき 夫婦共に会員の場合、夫婦共に支給	10,000円
入学・卒業祝金	会員の子が小学校入学・中学校卒業したとき	10,000円
結婚記念祝金	会員が結婚して満25年を迎えたとき	10,000円
珊瑚婚祝金	会員が結婚して満35年を迎えたとき	15,000円
金婚祝金	会員が結婚して満50年を迎えたとき	20,000円

このほかに成人祝金、傷病見舞金、障害見舞金、死亡弔慰金、住宅災害見舞金、退職慰労金などがあります。

レクリエーション事業

- ・バスツアーやナガシマスパーランド、東京ディズニーリゾート利用補助など



余暇活動・自己啓発

- ・催し物鑑賞補助
- ・味グルメ助成
- ・社員旅行補助 など

健康増進維持事業

- ・スポーツ大会
- ・岡谷健康福祉施設（ロマネット）利用補助
- ・人間ドック利用補助
- ・健康検診サービス など

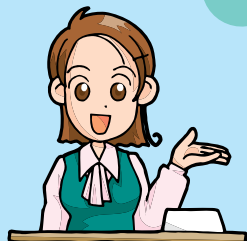
生活安定事業

- ・生活設計セミナー、老後生活セミナー、年金相談会、法律相談会などの開催
- ・生活資金融資斡旋
結婚、出産、教育などの融資保証金の一部補助 など

いつでも入会できます

- ・入会金 1人 300円
- ・会費 1人月額 300円

ご連絡いただければ事務所職員が説明にお伺いします



詳しくは…**ウェルワーク諏訪湖**

財団法人 諏訪湖勤労者福祉サービスセンター

〒394-0031 岡谷市田中町3丁目7番28号 岡谷市勤労青少年ホーム内 ☎24-3010 ㊟24-3018
ホームページ <http://www.suwako-kinrosha.or.jp> E-mail: info@suwako-kinrosha.or.jp